

【参考】雇用保険受給資格者証の見方

様式第11号(第17条の2関係)(第1面、第2面)

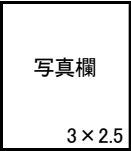
雇用保険受給資格者証

(第1面)

1. 支給番号 00000-00-000000-0		2. 氏名 ケンポ タロウ		
3. 被保険者番号 0000-000000-0	4. 性別 女	5. 離職時年齢 35	6. 生年月日 4-030416	7. 求職番号 12345-67891000
8. 住所又は居所				
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 00000000 00000000銀行 00支店				
10. 資格取得年月日 150401	11. 離職理由 3型-水	18. 支給期間(年)月日 070331		
13. 60歳到達時賃金日額	14. 認定日	21. 通算被保険者期間 011900		
16. 求職申込年月日 060413	17. 認定日 3型-水	18. 支給期間(年)月日 070331		
19. 基本手当日額 4.567	20. 所定給付日数 180	21. 通算被保険者期間 011900		
22. 離職前事業所名 000000カンキガイシャ 000000株式会社				
23. 再就職手当支給歴		24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0 0 0 0		

基本手当日額が**3,612円以上**(60歳以上の方は**5,000円以上**)の場合
失業給付を受給する期間は、扶養から外れる必要があります。

様式第11号(第17条の2関係)(第3面、第4面)



支給

行数	処理月日	認定(支給)期間	日	基本手当	支給額	支給日数
1	0509					
2		待期満了 待期満了日 060419				
3		給付制限期間 060420-060719	離職理由40			
4						
5	1006	060720-1019	30	基本手当	¥137,010-	69
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13	1129					
14		061003-1016	14	基本手当	¥63,948-	
15		支給終了				
16						
17						
18						
19						
20						

※ 給付制限期間がある場合
退職日の翌日～給付制限期間終了日(例の場合は6年7月19日)までは扶養に入ることができます。
※ この記載がない場合
給付制限なし(=すぐに失業給付が支給される)となるため、速やかに当組合までご連絡をお願いします。

支給開始日(給付制限期間終了日の翌日)
この印字がされたら、速やかに扶養削除の手続きをお願いします。この日(例の場合は6年7月20日)から保険証が使えなくなります。
支給開始日 = 扶養削除日となります。

支給終了の印字が入ると、扶養加入の手続きが開始できます。
扶養に入れる日は、**支給終了日の翌日**(例の場合、**10月17日**)からです。